

## 災害時における応援協力に関する協定

公益社団法人鹿児島県測量設計業協会と一般社団法人静岡県測量設計業協会は、災害時における両県測量協間の応援協力に関して、次のとおり協定する。

### (前 文)

脆弱な国土と厳しい自然条件のもとにある我が国は、災害発生の危険性が高く、「いつ、何処で、どのような災害が発生するか」予測しづらい状況にある。

この数年間においても、いろいろな種類の災害が発生しているが、災害には「地域性」があるとともに「突発性」があるため、事前に十分な準備をしようとしても投入する費用にも限度があり、容易ではない。又、災害が発生した後においても、被災地域が自らの手で緊急を要する災害復旧活動を行うのは困難であり、周辺地域及び被災状況によっては全国的な支援・協力が必要である。

両県測協各社は、大規模災害などの有事への備えが今日の課題であり、「災害からの復興」を新たな旗印に一致協力して対応する共通の認識を有する。

両県測協各社は静岡・鹿児島に活動の拠点を置いており、災害時には全国的な支援・協力の観点から、一時的ではあるが、対応能力の大きい効果的な災害復興体制を創り上げることができる。

このたび、平成23年11月14日に締結された「鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定書」を契機とした両県災害担当部局の支援により、災害時における遠隔地県測協の相互支援・協力体制を組み、速やかな災害復旧ができる「臨時の強力な支援・協力体制」を創り上げることが目的とする。

### 基本方針

- ① 両県測協が地域と締結している災害時技術支援協定の履行を、迅速かつ確実に遂行する。  
県測協が地域と締結している災害支援協定の履行に際して、被災個所の県測協会社だけでは人・資材が不足する場合、当該県測協の履行に協力する。
- ② 被災地域の支援ニーズに対応して地域に貢献する。  
被災個所の各管理者からの幅広い技術支援ニーズに対して、被災箇所の県測協が迅速かつ確実に対応できるように、応援する県測協会社の人的・物資的資源を活用する。

### (目 的)

第1条 この協定は、鹿児島県と静岡県内で発生した災害時において、公共土木施設の災害復旧業務を速やかに、かつ円滑に行うため、応急対策及び災害復旧に関する県測協間の業務応援について必要な事項を定めるものとする。

### (応援要請の窓口)

第2条 応援要請が必要となった場合は、県測協の会長がその窓口となり対応する。  
2 会長に事故等あるときは、副会長と読み替えるものとする。  
この場合代行の順序は、あらかじめ会長が定めておくものとする。

### (応援協力の内容)

第3条 応援協力は、被災地の県測協会長（以下「甲」という。）の要請に基づき、次の内容とする。

- (1) 公共土木施設等の被災状況調査
- (2) 公共土木施設等の被災応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- (3) 前2号に定めるもののほか、特に必要な応急業務

### (応援要請時の確認事項)

第4条 甲が応援要請するときは、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 応援業務を要する場所及び応援業務受入会社
- (2) 被害の状況
- (3) 応援業務の内容  
(把握できる範囲での数量又は規模及び作業内容、納期など)
- (4) 前3号に定めるもののほか、必要な事項

### (応援会社の斡旋)

第5条 応援要請を受けた県測協会長（以下「乙」という。）は、応援可能な会社（以下「応援会社」という。）を選定し、斡旋するものとする。

### (作業費用の負担等)

第6条 応援会社が当該業務に要した費用は、応援業務受入会社が発注者からの受領の範囲内で負担するものとするが、細部については甲、乙、応援業務受入会社及び応援会社間で、別途友好的に協議するものとする。

### (疑義が生じた場合の解決)

第7条 この協定について疑義が生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲と乙を窓口にして、関係者が友好的協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両県測協会長が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成28年8月3日

鹿児島県鹿児島市真砂町48番1号  
公益社団法人 鹿児島県測量設計業協会

会長 安永 幸信



静岡県静岡市葵区常磐町2丁目13番4号  
一般社団法人 静岡県測量設計業協会

会長 杉山 博

